

千春会 たなのファミリークリニック

せんしゅんかいデイケアセンター岸辺

運営規程

第1条（運営規程）

医療法人社団千春会が開設する千春会 たなのファミリークリニック（以下「事業者」という）が実施する通所リハビリテーションまたは介護予防通所リハビリテーション（以下「通所リハビリテーション等」という）の適正な運営を確保するために、本規程を定めます。

第2条（目的）

通所リハビリテーション等は、要介護状態または要支援状態と認定された利用者（以下「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画または介護予防通所リハビリテーション計画（以下「通所リハビリテーション等計画」という）に基づいて、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とします。

第3条（運営の方針）

- (1) 施設の提供にあたる従業者（以下「職員」という）は、地域リハビリの中核施設として、要介護者等の心身の特性を踏まえ医療、看護、介護、リハビリテーションの各職種が協力し、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練、医療の提供を行うことにより、生活の質を重視した日常生活が継続できるように支援し、良質な医療、看護、介護を提供します。
- (2) 事業者は、利用者の意思および人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
- (3) 事業者は、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者および関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるように努めます。
- (4) サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対して必要な事項について、理解しやすいように指導または、説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。
- (5) 利用者の個人情報、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、事業者が得た利用者の個人情報については、介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得たうえで行います。
- (6) 前5項のほか、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年大阪府条例第115号）、「大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（平成24年大阪府条例第116号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

第4条（施設の名称および所在地等）

名称所在地等は次の通りです。

- (1) 名称 千春会 たなのファミリークリニック せんしゅんかいデイケアセンター岸辺
- (2) 開設年月日 令和2年2月1日
- (3) 所在地 大阪府吹田市岸部新町3-33 patona 吹田健都2F
- (4) 電話番号 06-6190-1852 FAX 番号 06-6190-1855
- (5) 管理者名 棚野 博文
- (6) 事業所番号 2711609566

第5条（職員の職種、員数）

デイケアセンターの職員の職種、員数は、次のとおりです。

- (1) 管理者 : 1名
- (2) 医師 : 1名
- (3) 介護職員 : 16名
- (4) 理学療法士 : 2名(常勤 2名)
- (5) 作業療法士 : 1名(常勤 1名)
- (6) 言語聴覚士 : 1名(常勤 1名)
- (7) 看護師 : 2名

第6条（職員の職務内容）

前条に定める職員の職務内容は、次のとおりです。

- (1) 管理者は、施設に携わる従業者の管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、医学的対応を行う。
- (3) 介護職員は、日常生活上の世話及び機能訓練に対する援助を行う。
- (4) 理学療法士等は、リハビリテーション計画書の作成とリハビリテーションの評価、実施、指導を行う。

第7条（利用定員）

通所リハビリテーションの利用定員は、50人です。

第8条（通常の事業実施地域）

通常の事業実施地域は、吹田市とします。地域以外の方でも、ご希望の方はご相談に応じます。

第9条（営業日及び営業時間）

- (1) 通常月曜日から日曜日・祝日とする。ただし、12月31日から1月1日までを除くが、必要に応じサービス提供を行う場合があります。
- (2) 営業時間は 9:00 ~ 17:15です。
- (3) サービス提供時間は9:30~16:30とします。

第10条（サービスの提供）

- (1) サービス提供開始に際し、事業者は、あらかじめ、利用申込者またはその家族に対して、この規程の概要、職員の勤務体制等その他、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書並びにサービスの内容、持参品の説明および利用に当たっての留意事項等を記載した重要事項説明書を交付して説明を行い、申込者の同意を得ます。

- (2) サービスの提供を求められた場合には、利用申込者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定等の有無および要介護認定等の有効期間を確かめます。また、被保険者に認定審査会の意見が記載されているときは、その意見に配慮してサービスを提供します。
- (3) 正当な理由なくサービスの提供を拒みません。但し、通常の事業実施地域等を勘案し、利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難である場合は、居宅介護支援事業所への連絡、適切な他の通所介護等事業所の紹介、その適切な措置を速やかに講じます。
- (4) 利用の際に要介護認定を受けていない申込者について、要介護認定の申請が行われていない場合は、速やかに申請が行われるよう必要な援助を行います。
- (5) 要介護認定の更新の申請が遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間満了日の30日前に行われるよう必要な援助を行います。

第11条（サービスの取扱い内容）

- (1) サービスの提供は、通所リハビリテーション等計画書に基づき、利用者の要介護等状態の軽減または悪化の防止に資するよう、心身の状況を踏まえ適切に行います。
- (2) 事業者は、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。

第12条（通所リハビリテーション等計画の作成）

- (1) 利用者の希望を踏まえ通所リハビリテーション等計画の作成若しくは変更を行います。
- (2) 通所リハビリテーション等計画の作成若しくは変更に当たって、利用者の有する能力、その置かれている環境等を勘案し、自立した日常生活を営むことができるよう、計画、作成します。
- (3) 事業者は、通所リハビリテーション等計画若しくは変更の原案について、あらかじめ利用者に対し交付した上で説明を行い、同意を得ます。
- (4) 事業者は、通所リハビリテーション等計画の作成後においても、利用者の状況、通所リハビリテーション等計画の実施状況等の把握を行い、必要に応じ通所リハビリテーション等計画を変更します。

第13条（身体拘束）

事業者は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止します。但し、利用者本人または、他利用者の生命または身体を保護するために緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記載します。

第14条（利用料、その他の費用）

- (1) サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、市区町村から利用者に対して交付される介護保険負担割合証記載の負担割合の額を利用者から徴収する。
- (2) 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際に利用者から支払いを受ける利用料の額と、サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないように配慮します。
- (3) 利用者から別紙に掲げる利用料および費用の額のお支払い頂きます。
- (4) 領収書は原則として再発行いたしません。但し、サービス利用の支払いに対する領収書紛失等の理由によ

り、利用者または利用者代理人からの領収証明書の発行依頼があった場合には、領収証明書を発行します。
なお発行に際しては文章料として一通につき別紙に掲げる費用を申し受けます。

(5)事業者は、別紙に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、重要事項説明書により利用者またはその家族に対し、該当サービスの内容および費用について説明を行い、同意を得ます。

第15条（利用料の変更）

- (1)前条第1項に定めるサービス利用料金について、介護保険法の改正があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- (2)前条第2項及び3項に定めるサービス利用料金は、経済状況の変化等やむを得ない事由ある場合、事業者は利用者に対して相当の予告期間を置き、該当サービス利用料金を変更することができます。
- (3)利用者は、前項の変更同意することができない場合には、本契約を即時解除することができます。

第16条（保険給付のための証明書の交付）

法定代理受領サービスに該当するサービスにかかる利用料の支払いを受けた場合、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書を利用者に対して交付します。

第17条（勤務体制の確保等）

- (1)利用者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定めます。
- (2)当事業所の職員によってサービスを提供します。
- (3)事業者は、職員に対し、資質の向上のため研修の機会を確保します。

第18条（職員研修）

- (1)新入職員に対しては、法人の理念、OJTを通じたデイケアセンターの業務を中心に研修を行います。
- (2)職員に対しては、スキルアップに繋がる定期的な研修を行います。
- (3)外部にて行われる研修について積極的に参加します。

第19条（施設の利用に当たっての留意事項）

施設の利用に当たっての利用者の留意事項は下記の通りです。

- (1)火気の取扱いは、十分に注意して下さい。
- (2)設備・備品の利用および持ち込みは、職員に相談して下さい。
- (3)金銭・貴重品の管理は各自でお願い致します。紛失された場合、デイケアセンターでは弁済いたしません。

施設の利用に当たっての利用者の禁止事項は下記の通りです。

- (1)危険物、刃物を持ち込むこと。
- (2)ケンカ、口論、泥酔等他の利用者に迷惑をかけること。
- (3)指定した場所以外で火気を用い、または自炊すること。
- (4)宗教や習慣の相違等で他人を排斥し、他人の自由を侵すこと。
- (5)施設の秩序、風紀を乱し、または安全衛生に害すること。
- (6)利用者の営利行為等、宗教の勧誘等、特定の政治活動等。
- (7)ペットの持ち込み。

(8) 上記の他、事業者および利用者への迷惑行為。

第20条（非常災害対策）

- (1) 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。
- (2) 防火管理者には、原則として事業所管理者を充てます。
- (3) 火元責任者には、事業所職員を充てます。
- (4) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼。点検の際には、原則として防火管理者が立ち会います。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるように、自衛消防団を編成し、任務の遂行に当たります。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施します。
- (7) 施設内で定期的な消防訓練を実施します。

第21条（衛生管理）

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め衛生上必要な措置を講ずるものとする
- (2) 事業所内において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに密接な連携を保つものとする。
 - (1) 食中毒及び感染症の予防と蔓延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。
 - (2) 食中毒及び感染症の予防と蔓延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従事者に対し、食中毒及び感染症の予防と蔓延の防止のための研修並びに感染症の予防のための訓練を定期的実施する。
- (3) 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めるものとする

第22条（感染症管理体制）

感染症または食中毒の予防および蔓延の防止の為の対策を図ります。

第23条（褥瘡防止管理体制）

介護・看護および医学的管理の下における介護により、褥瘡が発生しないように適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための必要な措置を講じます。

第24条（掲示）

事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示します。

第25条（秘密保持等）

- (1) 事業所の職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしません。

(2)事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

(3)事業者は、居宅介護支援事業者等に対し、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ます。

第26条（苦情処理）

(1)提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講じます。

(2)提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して市町村または国民健康保険団体連合会等の行う調査に協力するとともに、必要な場合は適切な措置を講じます。

第27条（地域等との連携）

運営に当たっては、地域住民との連携や協力を行い、地域との交流に努めます。

第28条（緊急時の対応）

急に利用者の容体に変化があった等、緊急を要する場合、家族、医療機関等へ速やかに連絡を行うなどの措置を講じます。

第29条（事故発生時の対応）

事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに、市町村の担当窓口に報告します。そして、事故発生原因を追求し再発防止などの必要な措置を講じます。また、事業者の責により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行います。

第30条（会計の区分）

施設は、サービスの事業の会計を他の事業の会計と区分します。

第31条（記録の整備）

事業者は、職員、設備および会計に関する諸記録を整備します。また、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備しておくとともに、その完結の日から5年間保存します。

第32条（虐待防止のための措置に関する事項）

事業所は虐待の防止に努めるため、以下の措置を行うこととする。

(1)虐待防止のための指針を設ける。

(2)虐待防止にかかる体制として、虐待防止委員会を設置する。

(3)虐待防止委員会の委員長を、事業所の虐待防止にかかる措置の担当者とする。

(4)虐待防止のための職員への研修を定期的かつ計画的に行う。

(5)虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は、権利擁護・倫理・虐待防止マニュアルに沿って対応する。

第33条（身体的拘束等について）

事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得

ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

第33条（その他運営に関する重要事項）

- (1) 医療機関の医師及びその他の職員は社会的使命を充分認識し、利用者の意向を踏まえ、居宅介護支援事業所、他のサービス事業所及び施設、市町村職員等と連携を密にし、利用者に必要な援助を行います。
- (2) 止むを得ない事情により通所リハビリテーションの定期的な実施が困難な場合は他の事業所を紹介する等必要な対応を行います。
- (3) この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人社団 千春会が別に定めます。

付 則

この運営規定は、令和5年4月1日より施行します。

千春会 たなのファミリークリニック 訪問リハビリテーション 運営規程

第1条(事業の目的)

要支援、要介護状態等となった場合、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、言語聴覚療法、その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図ることを目的とします。

第2条(運営方針)

- (1) 利用者の要支援、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行います。
- (2) 自ら提供する訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図ります。
- (3) 事業の提供に当たっては、当該医療機関の医師及び当該機関の情報提供により訪問リハビリテーションの指示を行った主治医の指示、利用者の希望、心身の状況、病状等を踏まえて、訪問リハビリテーションの目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した訪問リハビリテーション計画書又はそれらが記載された診療録に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図るよう妥当適切に行います。
- (4) 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について理解しやすいよう指導または説明を行います。
- (5) 事業の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対して適切なサービスの提供を行います。
- (6) 事業の提供に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス及び居宅サービス事業所等と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供を行います。
- (7) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（以下 療法士）は利用者またはその家族に対して適切な指導を行い、計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成し、医療機関の医師または情報提供を受けた場合の主治医、居宅介護支援事業所等に対して情報提供を行います。また、地域の保健・医療・福祉サービス提供者との密接な連携に努めます。
- (8) 前7項のほか、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年11月1日大阪府条例第115条）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

第3条(事業所の名称等)

名称及び所在地は次のとおりとします。

- (1) 事業所名 千春会 たなのファミリークリニック 訪問リハビリテーション
- (2) 所在地 大阪府吹田市岸部新町3-33patona 吹田健都2F

第4条(事業の内容)

療法士による居宅における訪問リハビリテーション。

第5条(従業者の職種、員数)

従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

- (1)管理者：1名
- (2)作業療法士:1名（常勤 1名でケアと兼務）

第6条(営業日及び営業時間)

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

- (1)営業日：月曜日から土曜日・祝日とします。
ただし、12月30日～1月3日までを除きます。
- (2)営業時間：通常9時00分～17時15分までとします。
- (3)上記の営業日、営業時間の他、電話等により常時連絡が可能な体制とします。
- (4)上記の曜日、時間で臨時休業する場合はその都度連絡します。

第7条(通常の事業の実施範囲)

原則として吹田市とします。

第8条(利用料等)

- (1) サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、市区町村から利用者に対して交付される介護保険負担割合証記載の負担割合の額を利用者から徴収します。
- (2) 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際に利用者から支払いを受ける利用料の額と、サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないように配慮します。
- (3) 利用者から別紙に掲げる利用料および費用の額をお支払い頂きます。
- (4) 領収書は原則として再発行いたしません。但し、サービス利用の支払いに対する領収書紛失等の理由により、利用者または利用者代理人からの領収証明書の発行依頼があった場合には、領収証明書を発行します。なお発行に際しては文章料として一通につき別紙に掲げる費用を申し受けます。
- (5) 当施設は、別紙に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、重要事項説明書により利用者またはその家族に対し、該当サービスの内容および費用について説明を行い、同意を得ます。
- (6) 利用者の都合等により夜間等に訪問リハビリテーションを希望する場合は、タクシー料等実費を徴収します。

第9条(緊急時の対応)

急に利用者の容体に変化があった等、緊急を要する場合、家族、医療機関等へ速やかに連絡を行うなどの措置を講じます。

第10条(事故発生時の対応)

事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに、市町村の担当窓口へ報告します。そして、事故発生原因を追求し再発防止などの必要な措置を

講じます。また、事業者の責により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行います。

第11条 (職員研修)

- (1) 新入職員に対しては、法人の理念、OJTを通じた当施設の業務を中心に研修を行います。
- (2) 職員に対しては、スキルアップに繋がる定期的な研修を行います。
- (3) 外部にて行われる研修について積極的に参加します。

第12条(苦情処理)

指導等にかかる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するよう必要な措置を講じます。

第13条 (個人情報保護)

- (1) 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとします。
- (2) 事業者が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

第14条 (秘密保持)

- (1) 訪問リハビリテーションを行う職員は業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持します。
- (2) 職員であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるために、職員でなくなった後において
も、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。

第15条(その他運営に関する重要事項)

- (1) 医療機関の医師及びその他の職員は社会的使命を充分認識し、利用者の意向を踏まえ、居宅介護支援事業所、他のサービス事業所及び施設、市町村職員等と連携を密にし、利用者に必要な援助を行います。
- (2) 止むを得ない事情により訪問リハビリテーションの定期的な実施が困難な場合は他の事業所を紹介する等必要な対応を行います。
- (3) この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人社団 千春会が別に定めます。

(付則)

この規定は、令和2年2月1日より施行します。